

武豊町社会福祉協議会インターンシップ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人武豊町社会福祉協議会（以下「本会」という）就業体験の機会を提供することにより、学生の就業意識の向上及び社会福祉協議会に対する理解の促進を図ることを目的とし、広報事業として実施する。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象は、学校教育に基づく大学、短期大学、専修学校（以下「大学等」という）に在学する学生で、会長が認めるものとする。

(受け入れ期間)

第3条 インターンシップの受け入れ期間は、8月1日から12月22日までの、1日7.75時間、最大2日間とし、開始及び終了時間はインターンシップの内容により定める。

(定員)

第4条 インターンシップの定員は第3条の規定する間に10名とする。

(事前準備)

第5条 インターンシップを希望する学生（以下「体験者」という）と本会は事前に打ち合わせを行い、受け入れることのできる係、内容等の調整を行う。

(受入手続)

第6条 前条により体験者は、会長に対して武豊町社会福祉協議会インターンシップ申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 本会は前項の申込書の提出があったときは、受け入れ可否を決定し、インターンシップ受入可否決定通知書（様式第2号）を体験者に交付する。

3 インターンシップの報酬・旅費

本会は体験者に対し、報酬及び旅費は支給しないものとする。

(服務)

第7条 体験者は、法令（関係法令、社協就業規則等を含む）を遵守するとともに、本会職員の指示に従わなければならない。

2 体験者は、インターンシップにあたり、知り得た個人情報等を第3者に漏洩してはならない。また、インターンシップ期間終了後も同様とする。

3 体験者は、疾病その他やむを得ない事由により欠席する場合は、開始時刻前に本会に連絡しなければならない。

(事故責任等)

第8条 体験者は、インターンシップ中及びその往復中の事故に備えて、傷害保険及び損害賠償保険に加入し、その期間中の事故については、自らの責任において対応しなければならない。

(誓約書の提出)

第9条 体験者は、第6条第1項から3項、第7条の規定を遵守するため、本会に対して誓約書（様式第3号）を事前に提出しなければならない。

(インターンシップの中止)

第10条 本会は、第6条第1項から3項、第7条の規定に違反した場合、及び本会の業務に支障をきたすと認めた場合には、直ちにインターンシップを中止することができる。

(報告)

第11条 体験者は、インターンシップ終了後2週間以内に、インターンシップ体験報告書（様式第4号）を作成し、本会に提出しなければならない。

(事務局)

第12条 出前講座の事務局は、地域福祉係とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

武豊町社会福祉協議会インターンシップ申込書

氏名	
生年月日(西暦)	年 月 日
学校名・学年	
学科/専攻	
住所	
連絡先	TEL
	e-mail
緊急連絡先	名前 関係 ()
	TEL
希望日 ※最大2日間	月 日～ 月 日の内 ()日間
希望する内容 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 地域福祉関係 <input type="checkbox"/> 高齢者福祉関係 <input type="checkbox"/> 障害者福祉関係 <input type="checkbox"/> その他 ()
本会のインターン シップを希望する理由	

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

武豊町社会福祉協議会

会長 印

インターンシップ受入可否決定通知書

年 月 日に申込のありましたインターンシップの受け入れの可否につきまして、下記の通り決定しましたので通知します。

記

受け入れます

期間

内容等

受け入れできません

理由

その他

以上

様式第3号（第9条関係）

誓約書

社会福祉法人 武豊町社会福祉協議会 様

私は、貴会におけるインターンシップの実施に当たり、下記事項を遵守することを誓います。

記

1. インターンシップ期間中は、法令（関係法令、社協就業規則等を含む）及びインターンシップ実施要綱に従い、且つ、貴職員の指示に従います。
2. インターンシップで知り得た個人情報等を、その期間中のみならず、終了後も第3者に漏洩しません。
3. 町民・利用者に不快感を与えないよう、服装や言葉遣いに十分配慮します。
4. 疾病その他やむを得ない事由により欠席する場合は、開始時刻前に担当者に連絡します。
5. インターンシップ中及びその往復中の事故に備えて、傷害保険及び損害賠償保険に加入し、その期間の事故については、自らの責任において対応します。
6. インターンシップ終了後2週間以内に、インターンシップ体験報告書（様式第4号）を作成し、本会に提出します。

年 月 日

学校名_____

氏 名_____

様式第4号（第11条関係）

インターンシップ体験報告書

提出日： 年 月 日

氏名 <small>ふり がな</small>		
学校名・学年		
学科／専攻		
体験日	月 日	月 日
具体的な体験内容		
インターンシップを通じて得られたこと	例) インターンシップ前と後での気づきや学んだ点	

A インターシップの満足度について

1. 大変満足 2. やや満足 3. やや不満 4. 大変不満

B インターンシップの期間について

1. 長い 2. ちょうど良い 3. 短い

C あなたは、今後、武豊町社会福祉協議会と様々な企画やボランティアなどに関わりたいと思いますか

1. とてもそう思う 2. ややそう思う 3. あまりそう思わない 4. 思わない